

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第116号

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第33条第 8 号の 2 を次のように改める。

(8) の 2 削除

第 8 号様式の 2 を次のように改める。

第 8 号様式の 2 削除

第49号様式中「又は連結事業年度分」、「又は個別帰属法人税額」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削る。

第65号様式の 2 中「（あて先）」を「（宛先）」に、「地方税法第11条の 9 第 2 項」を「地方税法第 条 第 項」に、「同条第 3 項」を「同条第 項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市市税条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の名古屋市市税条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。